

令和8年度の木造住宅への耐震診断士派遣の受付概要

当市では、地震による倒壊等の被害から市民の生命及び身体を保護するため、昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造住宅の耐震化支援を行っています。

これまで、耐震診断費の一部を補助する制度を実施していましたが、令和7年度から、耐震診断士を市が手配し、無料で派遣する制度に見直ししました。

○受付期間

令和8年6月1日（月）から令和8年7月31日（金）

※開庁日の午前9時から午後5時まで。

※派遣対象戸数が予定数に到達した時点で終了いたしますのでご了承ください。

※耐震診断士の派遣の時期は、受付終了後からとなります。

○申請方法

市役所4階の都市計画課窓口での受付となります（本事業の概要は以下のとおりとなります。詳細は都市計画課までお問い合わせください）。

○募集戸数 5戸

※ 耐震診断は一般診断法による診断となります。一般診断は、外観による目視調査等を行うことにより、耐震補強の必要性の有無を概算的に判断する方法ですが、平面図の作成や確認のための間取り調査、床の使用や柱横架材の接合、筋交いなどの接合部の確認のため、家屋内への立ち入りや、天袋、床下点検口からの目視調査を行います。

○派遣の条件

市税等の滞納をしていないこと。

○対象となる建物

昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造住宅。

所有者自らが住んでいる住宅（賃貸住宅は対象外です）。

○申請に必要なもの

申請書に必要な事項を記入のほか、次の書類が必要です。

建物の所有が共有や、所有者と納税者が別の場合は、連名での申請になります。

- (1) 派遣対象住宅の登記事項証明書又は固定資産証明書の写し
- (2) 派遣対象住宅の位置図
- (3) 派遣診断費用の配置図又は写真

○診断の流れ

